日本政策金融公庫からのお知らせ

国の第２次補正予算成立などに伴う国民生活事業の融資制度拡充のご案内

❖経営環境変化対応資金（拡充部分）

申し込み頂ける方	社会・経済の環境変化等外的要因により、一時的な業況悪化をきたす恐れがあるが、中期的には業況回復・発展が見込まれる方
融資上限額	４，８００万円以内（但し、優遇金利の適用は運転資金のみ）
返済期間	運転：８年以内、設備：１５年以内
年 利 率（固　定）	1）雇用維持又は雇用拡大を図る場合「基準利率－０．２％」 2）次のいずれの要件も満たす場合「基準利率－０．２％」 ⑴日本政策金融公庫または認定経営革新等支援機関の経営指導を受けて事業計画書を作成すること。 ⑵最近の決算期において経営改善に迫られていること。 3）1)･2)のいずれにも該当する場合は「基準利率－０．４％」

❖新事業活動促進資金（拡充部分）

申し込み頂ける方	中小企業等経営強化法に基づく国の『経営力向上計画』の認定を受けた方（H28.７スタート）
融資上限額	７，２００万円以内（運転資金は４，８００万円以内）
返済期間	運転：７年以内、設備：２０年以内
年 利 率（固　定）	経営力向上計画の認定を受けた方の設備資金（土地を除く） 『基準利率－０．９％』

❖担保を不要とする融資（利下げ）

● マル経融資制度

申し込み頂ける方	経営改善が見込まれる小規模事業者（常時使用する従業員数が製造・運輸業等で２０名以下、サービス・商業で５名以下の企業）
融資上限額	１，５００万円（通常枠：それ以上は事前に要相談）
返済期間	運転：７年以内、設備：１０年以内
年 利 率（固　定）	１．１６％（H28.10/19現在。但し、一定の要件を満たす方は、本年度限りで、亀山市への申請により、最長５年間『**０．１６％**』）

※なお、上記以外への適用は各融資制度ごとに異なりますので、概要等は亀山商工会議所中小企業相談所〔☎（0595）８２－１３３１〕までお問い合わせ下さい。